募集型企画旅行契約の部

第一章 総則

第一条(適用範囲)

1.当社が旅行者と締結する募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」と表現します。)は、法令に定めのある事項、及びこの旅行条件書に定めるところによります。この約款に定めのない事項については、旅行業約款(標準約款)によります。

2.当社が旅行者に対して、この約款の内容を説明し、その説明を受けたことを旅行者が確認したのちに、旅行契約が成立するものとします。

第二条(用語の定義)

1.この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集を行うことを目的として、あらかじめ、旅行の日程、運賃、旅行者に提供されるサービスの内容を定めた旅行のことをいいます。

2.この約款で「旅行者」とは、当社との旅行契約を成立させることを目的として、当社の企画する旅行に参加される方のことをいいます。

3.この約款で「旅行開始日」とは、旅行者のお客様が当社の指定した集合場所に集合される日のことをいいます。

4.この約款で「旅行終了日」とは、旅行者のお客様が当社の指定した集合場所で解散される日のことをいいます。

5.この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行者に対して、この旅行条件書に定めるところにより、旅行の対価として、旅行者が当社に支払うべき金銭の合計額をいいます。

6.この約款で「旅行サービス」とは、当社が旅行者に対して、この旅行条件書に定めるところにより、旅行の対価を得て、旅行者のお客様の旅行を目的として手配し、提供するサービスのことをいいます。

7.この約款で「手配」とは、当社が、旅行者のお客様のために、運送機関の座席、宿泊施設の客室その他旅行に必要な施設の利用権を確保し、旅行者のお客様に対して、その利用を可能にさせることをいいます。

8.この約款で「手配代金」とは、当社が手配を行うために、当社が、運送機関、宿泊施設その他旅行に必要な施設の利用権を確保するために、当社が支払うべき金銭の合計額をいいます。

第三条(手配代行者)

当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部または一部を他の旅行業者または手配の代行者に委託し、手配を委ねることができるものとします。

第二章 契約の締結

第四条(契約の申込み)

1.当社と募集型企画旅行契約の締結を希望される旅行者(以下「申込者」と表現します。)は、当社の定める申込書に、所定の事項を記入し、当社に対して、旅行の申込を書面で申し込むものとします。

2.当社は、募集型企画旅行の申込みをされた旅行者に、書面の提出を求めることがあります。申込者がこれに応じない場合、または、当社が、募集型企画旅行の申込を承諾することが、旅行の安全の確保、旅行サービスの提供、または、その他の旅行の円滑な実施に支障を来すおそれがあると判断した場合、当社は、申込を承諾しないことがあります。

第五条(電話等による予約)

1.当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットの利用等の通信による募集型企画旅行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合、申込者の利用する通信の種類、または、当社が申込を承諾する旨の通知を発する方法、その他の旅行の円滑な実施のために必要な事項については、当社が、旅行者の申込を承諾する旨の通知を発する時までに、当社と旅行者との間で、書面により、これを定めるものとします。

2.当社は、旅行者の申込みに応じて、旅行者の申込を承諾する旨の通知を発する時までに、旅行者に対して、募集型企画旅行の内容の説明を行い、旅行条件の説明を行うものとします。

3.旅行者が第一項の規定により申込を書面で行なわない場合には、募集型企画旅行契約は、当社が、旅行者に対して、旅行条件書を交付したときに、成立するものとします。

第六条(契約締結の拒否)

当社は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、旅行の申込、旅行者に対する契約、旅行の申込を承諾する旨の通知、または、旅行者に対する旅行条件書の交付を行なうことを拒否することがあります。

一.旅行者が次のいずれかに該当する行為をされたと当社が認めたとき。

二.暴力団その他の反社会的勢力であると当社が認めたとき。

三.旅行者が、当社、または、当社の使用人、または、当社の手配旅行者に対して、暴力行為、または、これに類する行為をされたと当社が認めたとき。

四.旅行者が、当社、または、当社の使用人、または、当社の手配旅行者に対して、暴力的な要求行為をされたと当社が認めたとき。

五.旅行者が、当社、または、当社の使用人、または、当社の手配旅行者に対して、法的な責任を超えた不当な要求をされたと当社が認めたとき。

六.旅行者が、当社、または、当社の使用人、または、当社の手配旅行者に対して、脅迫的な言動をされたと当社が認めたとき。

七.旅行者が、当社、または、当社の使用人、または、当社の手配旅行者に対して、風説を流布され、または、偽計を用いられたと当社が認めたとき。

八.旅行者が、当社、または、当社の使用人、または、当社の手配旅行者に対して、暴力行為、または、これに類する行為をされたと当社が認めたとき。

九.その他当社が相当と認めたとき。

第七条(契約の成立時期)

1.募集型企画旅行契約は、当社が旅行の申込を承諾し、第四条一項の申込金を受領した時に成立するものとします。

2.前項の規定に、民法の規定とは異なる定めがあっても、当社は、これを適用するものとします。

第八条(契約書の交付)

当社は、前条の規定により旅行契約が成立した時から、遅滞なく、旅行者に、旅行条件書、旅行者の氏名、旅行の日程、旅行代金、旅行者が当社に支払うべき金銭の合計額、その他旅行に関する事項を記載した書面を交付するものとします。

第九条(確定書面)

1.募集型企画旅行契約が成立した後、当社は、旅行者の氏名、旅行の日程、旅行代金、旅行者が当社に支払うべき金銭の合計額、旅行者に提供されるサービスの内容その他の旅行に関する事項を記載した書面を、旅行開始日の前日までに、旅行者に対して、交付するものとします。

2.当社は、旅行者が、当社に対して、旅行開始日の前日までに、この旅行条件書に定めるところにより、旅行代金の全額を支払ったことを確認したのちに、前項の書面を交付するものとします。

3.第一項の書面に記載された事項が、旅行者の申込の内容と、相違していないことを旅行者が、当社に対して、旅行開始日から、旅行終了日の翌日から起算して、3日以内に、当社に対して、書面で、申出ることにより、当社は、旅行者の申込の内容を変更することができるものとします。

第十条(旅行条件の変更)

1.当社は、募集型企画旅行契約の締結に当たって、旅行者に対して、旅行条件書に定めるところにより、旅行の内容、旅行代金、または、旅行条件の変更を、旅行開始日の前日までに、旅行者に対して、書面で、通知することにより、これを行なうものとします。

2.第一項の規定により旅行の内容、または、旅行条件の変更を通知された旅行者が、当社に対して、旅行開始日から、旅行終了日の翌日から起算して、3日以内に、当社に対して、書面で、申出ることにより、当社は、旅行者の申込の内容を変更することができるものとします。

第三章 契約の変更

第十二条(契約内容の変更)

当社は、天災地変、戦争、暴動、または、運送機関の運行ダイヤの乱れ等、当社の責任外の事由により、旅行の目的地の安全の確保、または、旅行者の安全の確保、または、旅行の円滑な実施のために、やむを得ないと認、旅行者に対して、この旅行条件書に定めるところにより、旅行の内容、または、旅行代金、または、旅行条件の変更を、旅行者に対して、書面で、通知することにより、これを行なうものとします。

第十三条(旅行代金の払戻の変更)

1.募集型企画旅行契約を締結した旅行者が、この旅行条件書に定める旅行代金の全額を、当社に対して、支払ったのちに、旅行者が、当社に対して、旅行開始日の前日までに、旅行者に対して、書面で、通知することにより、この旅行条件書に定めるところにより、旅行代金の全額を、旅行者に対して、払戻しを行なうものとします。

2.当社は、第一項の規定による旅行代金の全額の払戻しを行なったのちは、旅行者に対して、この旅行条件書に定めるところにより、旅行の内容、または、旅行条件の変更を、旅行者に対して、書面で、通知することにより、これを行なうものとします。

第十四条(旅行者の交替)

1.当社は、募集型企画旅行契約の締結後、旅行開始日の前日までに、旅行者が、旅行者の地位を、この旅行条件書に定めるところにより、第三者に譲渡することを、旅行者に対して、書面で、通知することにより、これを行なうものとします。

2.第一項の規定により旅行者の地位を譲渡する旅行者が、当社に対して、旅行開始日の前日までに、旅行者に対して、書面で、通知することにより、この旅行条件書に定めるところにより、旅行の内容、または、旅行条件の変更を、旅行者に対して、書面で、通知することにより、これを行なうものとします。

第四章 契約の解除

第十五条(旅行者の解除権)

1.旅行者は、いつでも、この旅行条件書に定める旅行代金の全額を、当社に対して、支払ったのちに、旅行者が、当社に対して、旅行開始日の前日までに、旅行者に対して、書面で、通知することにより、この旅行条件書に定めるところにより、旅行代金の全額を、旅行者に対して、払戻しを行なうものとします。

2.旅行者が第一項の規定により旅行を解除されたときは、当社は、旅行者に対して、この旅行条件書に定めるところにより、旅行の内容、または、旅行条件の変更を、旅行者に対して、書面で、通知することにより、これを行なうものとします。

第十六条(当社の解除権)-旅行開始前の解除)

1.当社は、次に掲げる場合には、この旅行条件書に定めるところにより、旅行者に対して、書面で、通知することにより、この旅行条件書に定める旅行代金の全額を、旅行者に対して、払戻しを行なうものとします。

二.旅行者が旅行を開始する日までに、旅行者が、当社の指示に応じない場合、または、当社の指示に応じないことが、この旅行条件書に定める旅行の目的を達することができない程度に、旅行の内容、または、旅行条件の変更を、旅行者に対して、書面で、通知することにより、これを行なうものとします。

三.旅行者が第二項の規定により旅行を解除されたときは、当社は、旅行者に対して、この旅行条件書に定めるところにより、旅行の内容、または、旅行条件の変更を、旅行者に対して、書面で、通知することにより、これを行なうものとします。

第十七条(当社の解除権)-旅行開始後の解除)

1.当社は、次に掲げる場合には、この旅行条件書に定めるところにより、旅行者に対して、書面で、通知することにより、この旅行条件書に定める旅行代金の全額を、旅行者に対して、払戻しを行なうものとします。

二.旅行者が第二項の規定により旅行を解除されたときは、当社は、旅行者に対して、この旅行条件書に定めるところにより、旅行の内容、または、旅行条件の変更を、旅行者に対して、書面で、通知することにより、これを行なうものとします。

第十八条(当社の解除権)-旅行開始後の解除)

1.当社は、次に掲げる場合には、この旅行条件書に定めるところにより、旅行者に対して、書面で、通知することにより、この旅行条件書に定める旅行代金の全額を、旅行者に対して、払戻しを行なうものとします。

二.旅行者が、当社、または、当社の使用人、または、当社の手配旅行者に対して、暴力行為、または、これに類する行為をされたと当社が認めたとき。

三.旅行者が、当社、または、当社の使用人、または、当社の手配旅行者に対して、法的な責任を超えた不当な要求をされたと当社が認めたとき。

四.旅行者が、当社、または、当社の使用人、または、当社の手配旅行者に対して、脅迫的な言動をされたと当社が認めたとき。

五.旅行者が、当社、または、当社の使用人、または、当社の手配旅行者に対して、風説を流布され、または、偽計を用いられたと当社が認めたとき。

六.旅行者が、当社、または、当社の使用人、または、当社の手配旅行者に対して、暴力行為、または、これに類する行為をされたと当社が認めたとき。

七.旅行者が、旅行を開始する日までに、旅行者が、当社の指示に応じない場合、または、当社の指示に応じないことが、この旅行条件書に定める旅行の目的を達することができない程度に、旅行の内容、または、旅行条件の変更を、旅行者に対して、書面で、通知することにより、これを行なうものとします。

八.旅行者が第二項の規定により旅行を解除されたときは、当社は、旅行者に対して、この旅行条件書に定めるところにより、旅行の内容、または、旅行条件の変更を、旅行者に対して、書面で、通知することにより、これを行なうものとします。

第十九条(当社の解除権)-旅行開始後の解除)

1.当社は、第十五条第一項、第十六条第一項、または、第十七条第一項、または、第十八条第一項の規定により、この旅行条件書に定める旅行代金の全額を、旅行者に対して、払戻しを行なうものとします。

2.当社は、第十五条第一項、第十六条第一項、または、第十七条第一項、または、第十八条第一項の規定により、この旅行条件書に定める旅行代金の全額を、旅行者に対して、払戻しを行なうものとします。

第五章 団体・グループ契約

第二十条(団体・グループ契約)

当社は、旅行者の有効な利用に支障を来すおそれがあるときを除き、旅行者が、団体、または、グループ、または、その他これに準ずる集団を組織して参加する旅行の募集を行なうものとします。

第二十一条(契約の変更)

1.当社は、旅行者が、団体、または、グループ、または、その他これに準ずる集団を組織して参加する旅行の募集を行なうものとします。

2.当社は、旅行者が、団体、または、グループ、または、その他これに準ずる集団を組織して参加する旅行の募集を行なうものとします。

3.旅行者の責任で旅行者の一部が、団体、または、グループ、または、その他これに準ずる集団を組織して参加する旅行の募集を行なうものとします。

4.旅行者の責任で旅行者の一部が、団体、または、グループ、または、その他これに準ずる集団を組織して参加する旅行の募集を行なうものとします。

5.旅行者の責任で旅行者の一部が、団体、または、グループ、または、その他これに準ずる集団を組織して参加する旅行の募集を行なうものとします。

6.旅行者の責任で旅行者の一部が、団体、または、グループ、または、その他これに準ずる集団を組織して参加する旅行の募集を行なうものとします。

7.旅行者の責任で旅行者の一部が、団体、または、グループ、または、その他これに準ずる集団を組織して参加する旅行の募集を行なうものとします。

8.旅行者の責任で旅行者の一部が、団体、または、グループ、または、その他これに準ずる集団を組織して参加する旅行の募集を行なうものとします。

第六章 団体運賃

第二十二条(団体運賃)

当社は、旅行者が団体・グループ等を組織して参加する旅行に対して、旅行者に、旅行者に対して、旅行者に対して、旅行者に対して